

高槻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

第1章 計画の趣旨

- ・子どもたちのよりよい教育の実現のため、教育職員が、心身ともに健康で、学び続け、専門職としての使命感と誇りをもって教育に携わることができるよう、業務量の適切な管理と健康確保を図ることを目的に策定する。

第2章 本市の取組と現状

- ・時間外在校等時間については、小中学校とも減少の傾向にあるものの、中学校は、給特法指針が示す1か月の上限時間の月平均4.5時間を上回る状況が続いており、依然として在校等時間が長時間に及ぶ状況が見られる。

第3章 目標

※【 】内は令和6年度実績

目指す教育職員の姿

- ・教育職員が心身ともに健康な状態で学び続け、子どもたちのよりよい教育の実現に向けて、専門性を十分に発揮できる。
- ・教育職員が自らの仕事を通してやりがいや誇りを感じることができる。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ①年間平均360時間以内にする | 【388 時間 23 分】 |
| ②年間360時間を超える人数を前年度よりも減少させる | 【905 人】 |
| ③年間720時間超を早急にゼロにする | 【254 人】 |
| ④月45時間超をゼロにする | 【1,024 人】 |

(2) 教育職員の心身の充実と働きがい等に関する目標

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ①ストレスチェックで「働きがい」の値を3.9/5.0以上とする | 【3.6/5.0】 |
| ②ストレスチェックで高ストレス者の割合を14%まで減少させる | 【17.8%】 |
| ③年次有給休暇の平均年間取得日数を16日以上にする | 【14.2 日】 |

第4章 計画の期間

- ・令和8年度から令和11年度までの4年間
社会情勢の変化や年度ごとの取組検証の状況により、見直しの必要が生じた場合においては、国や大阪府などの動向を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

給特法指針第2章第3節で「学校と教師の業務3分類」を踏まえた、教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で教育委員会及び学校が本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（教育委員会の重点取組）

- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動の推進
- ・学校では対応が困難な事案への支援体制の整備
- ・教育DXの推進による通知・調査等に係る事務負担の軽減
- ・段階的な部活動の地域展開の推進
- ・教員業務支援員等の効果的な活用により教員の負担軽減を促進
- ・校務支援システムや自動採点ソフト等の活用による事務負担の軽減
- ・支援が必要な児童生徒への対応を強化するための支援スタッフとの連携

2 学校における措置の推進（学校の重点取組）

- ・学校運営協議会での業務量管理・健康確保措置に関する内容を含めた「学校運営に関する基本的な方針」の審議・承認を経て、地域や保護者の理解と協力を得ながら働き方改革の取組を推進する。
- ・教育職員の働き方に対する意識の醸成を図り、働きやすい職場風土づくりに努める。
- ・児童生徒に必要な経験や教育的効果を考慮しながら教育活動を精選し、重点化する。
- ・教育DXの推進等により、事務作業の軽減や業務の効率化を図る。

3 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・産業医または医師による面接指導の実施等の労働安全衛生管理体制の整備
- ・各学校の衛生推進者等を対象に安全衛生に関する研修の実施
- ・部活動休養日等と合わせた教育職員が定時で退勤する一斉退校日の設定
- ・長期休業期間中に学校閉庁日を3日設定及びその期間の延長を検討

第6章 今後のフォローアップについて

- ・本計画の実効性を確保するため、今後のフォローアップを実施する。
- ・毎年度、定例の教育委員会と総合教育会議で実施状況を報告する。
- ・業務量管理・健康確保措置の内容について、保護者や地域住民等へ周知する。